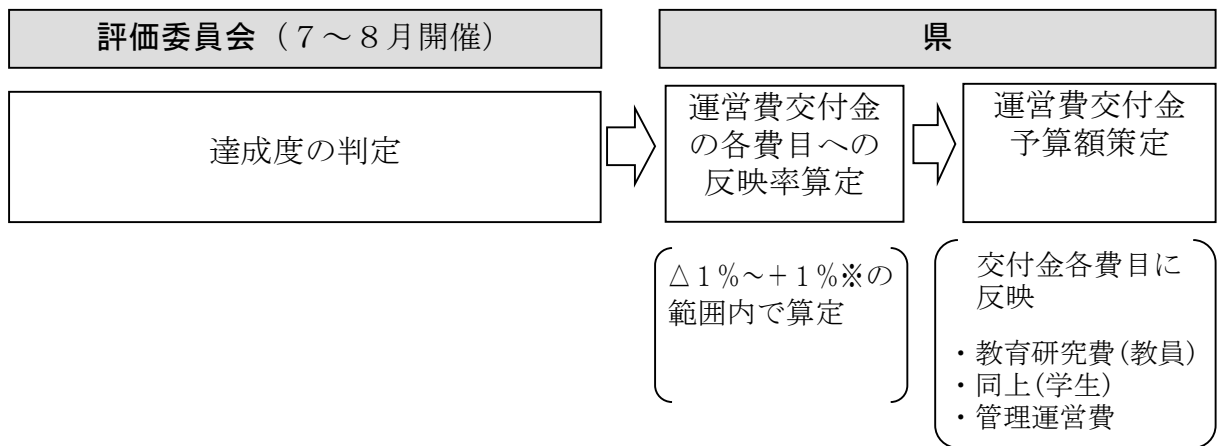


運営費交付金に反映する指標の判定

- ・中期計画の評価指標中、全ての定量指標を運営費交付金に反映する指標とする。
- ・中期計画1項目に対し複数の評価指標を設定している場合、項目ごとではなく、指標ごとに判定する。
- ・年度終了後、県評価委員会において達成度を判定。県は評価委員会の判定を翌年度予算に反映



交付金費目	費目別成果指標	各成果指標結果の数値化	総合判定と交付金増減率 (費目別に総合判定し増減率反映)		
教育研究費 (学生)	・教育分野 ・グローバル化分野	各指標の結果を、 <u>達成状況が優れている</u> (◎) 2点 ※成果指標(困難)が達成された場合 概ね達成 (○) 1点 ※成果指標(困難)の達成度が90%以上100%未満の場合 ※成果指標(標準)及び活動指標が達成された場合 <u>達成状況が十分でない</u> (●) 0点 と換算し、 費目別に結果の平均値を算出 (小数点第二位四捨五入)	総合判定基準 (費目別成果指標平均値)	総合判定	交付金費目増減率※
			1.6 以上	S (最上位)	+ 1 %
			1.6 未満 1.2 以上	A (上位)	+0.5%
			1.2 未満 0.8 以上	B (中位)	± 0 %
			0.8 未満 0.4 以上	C (下位)	△0.5%
			0.4 未満	D (最下位)	△ 1 %
教育研究費 (教員)	・研究分野 ・地域貢献分野	同上	同上		
管理運営費	・法人経営分野	同上	同上		

地独法改正後の業務実績評価(見込評価・期間評価)の判断基準

	地独法改正対応前	地独法改正対応後			
		定量指標			定性指標
		成果指標		活動指標	
		困難	標準		
評語 (自己評価・検証)	判断基準（目安）	判断基準（目安）	判断基準（目安）	判断基準（目安）	判断基準（目安）
	計画の実施状況において、次のいずれかに該当するものと判断できる場合。	<見込評価> ①4年間を通じて、次のいずれかに該当するものと判断できる場合。 ②4年間の業務実績を検証した結果、最終年度において、次のいずれかに該当する見込みであると判断できる場合。 <期間評価> ①期間を通じて、次のいずれかに該当するものと判断できる場合。 ②最終年度の達成度を評価指標として設定している項目について、最終年度において、次のいずれかに該当するものと判断できる場合。			
SS 計画を大幅に上回って実施している	①数値目標の達成度が計画を大幅に上回って、顕著な成果が確認できる場合 ②意欲的（困難）な数値目標を掲げ、計画を超える成果が達成できた場合 ③計画どおり取り組んだ結果、顕著な成果を挙げた場合 ④計画を超える戦略性が高い取組を実施し、一定の成果を挙げた場合	①達成度110％以上、かつ他大学の模範となるような優れた成果が認められる場合 ②上限100％である指標（資格試験合格率、就職率など）の達成状況が100％であり、かつ全国平均と比較して110％以上の達成度である場合			
S 計画を上回って実施している	①数値目標の達成度が計画を上回って、成果が確認できる場合(達成度110％以上) ②現状維持又は達成度100％を目標とする取組において、全国平均等を大きく上回って達成できたことが確認できた場合 ③意欲的（困難）な数値目標を掲げ、計画どおり達成できた場合 ④計画どおり取り組んだ結果、計画を上回る成果をあげた場合 ⑤戦略性が高い取組を実施し、次年度以降の成果につながることを期待できる場合 ⑥社会情勢の変化等により達成が困難となった取組を達成した場合	①達成度100％以上	①達成度120％以上		①取組の結果、他大学の模範となるような優れた効果、効用が発生したことが確認できる場合
		②その他、中期計画を上回る成果が認められる場合	②上限100％である指標（資格試験合格率、就職率など）の達成状況が100％であり、かつ全国平均と比較して120％以上の達成度である場合		
			③その他、中期計画を上回る成果が認められる場合		
A 計画を順調に実施している	①数値目標を設定している取組において、概ね計画どおり達成した場合 ②現状維持又は達成度100％を目標とする取組において、概ね計画どおり達成した場合 ③意欲的（困難）な数値目標を掲げ、目標には至らないまでも、概ね計画どおり達成できた場合 ④その他、概ね計画どおりに達成した場合	①達成度90％以上100％未満	①達成度100％以上	①達成度100％以上	①取組の結果、何らかの効果、効用が発生したことが確認できる場合
			②数値目標の達成にはわずかに至らないが、その水準が全国平均等を上回っていると認められる場合		②取組の結果、所期の目標を達成したことが確認できる場合
B 計画を十分には実施していない	①数値目標の達成度が計画を下回り、かつ、計画に沿った十分な取組が確認できない場合 ②計画の実施に関連し、不適切な事案や社会的に影響のある事故等を発生させた場合 ③その他、計画の実施状況に遅れが見られる場合	①達成度90％未満	①達成度100％未満	①達成度100％未満	①所期の目標が未達成であり、引き続き取組を継続する必要がある場合
		②不適切な事案や社会的に影響のある事故等を発生させた場合	同左	同左	同左
C 業務の大幅な見直し等が必要	①数値目標の達成度が計画を大幅に下回り、かつ、具体的な取組が確認できない場合 ②計画の実施に関連し、不適切な事案や社会的に影響のある事故等、法人の経営責任を問われるような事象を発生させた場合 ③その他、計画の実施状況に大幅な遅れが見られる場合	①前回の評価時点以降に改善が確認できない等の事象が認められる場合	同左	同左	①取組の実施が確認できない等の事象が認められる場合
		②不適切な事案や社会的に影響のある事故等、法人の経営責任を問われるような事象を発生させた場合	同左	同左	同左

※上記表中の判断基準は目安であり、評価委員会が特に認める場合はこの限りではない

地方独立行政法人法改正に伴う対応

1. 法改正の概要

公立大学法人の中期目標を達成するための計画（中期計画）の記載事項に、実施状況に関する指標を追加した上で、年度計画策定及び年度評価を廃止する。

施行期日は公布の日（令和5年6月16日）とする。

＜現行制度＞中期目標・中期計画・年度計画の概要

	中期目標	中期計画	年度計画
期間	6年	6年	1年（毎年度）
策定者	設立団体の長（知事）	公立大学法人	公立大学法人
内容	法人が中期計画を策定する際の指針（6年間の業務運営において達成を期待する目標）	中期目標を達成するための具体的計画	中期計画に基づく、事業年度ごとの業務運営の計画

2. 静岡県における基本的な対応方針

国立大学法人の例及び第2回評価委員会での意見を踏まえ、法改正に対応した中期計画の策定（または変更）を行った上で、年度計画策定及び年度評価を廃止し、新たに中期計画の各項目に設定した評価指標の達成状況を毎年度、各公立大学法人から設置者及び評価委員会に報告し、設置者から県議会に報告する。

（1）目指す目的

- ①県民からの支援を受ける公立大学としての法人及び大学運営の透明性の確保及び運営状況の情報公開
- ②公立大学法人の事務負担の軽減

（2）中期計画の策定（または変更）

①記載事項

- ・中期計画の全ての項目に以下ア～ウを記載する。
 - ア：県が示した中期目標を踏まえ、各大学の特色や強みを生かして、6年間で達成を目指す具体的な水準
 - イ：その水準を達成するための具体的な方策
 - ウ：その水準を達成したか、第三者が検証可能な評価指標

②上記①の記載に当たっての考え方

- ・法第78条の2の規定に基づき、公立大学法人は見込評価及び期間評価を受ける必要があるため、評価委員会による客観的な検証及び評価が可能な達成水準、方策、評価指標を設定する。
- ・6年間で計画的に実施し、達成したか否かを評価することが可能な事項を設定する（中期目標期間と比較して過度に長期的または短期的な事項は含めない）。

- ・各記載事項の留意点は以下のとおり。

記載事項	留意点
ア：達成水準 ウ：評価指標	・各法人の前中期目標期間の成果等を踏まえて、実現可能性に配慮しつつも、達成を目指す水準と評価指標は、各法人における可能な限りの努力を促すものとする。 ・客観的に明確な達成水準を設定する（また、実績報告時において、前年度末までに達成した水準・状況が不明確である場合、及び実績報告に記載された達成水準・状況の内容が不明確である場合、達成状況を判断できないことから、当該指標を未達成と評価する）。 ・達成度の評価が困難となる表現（「検討する」「図る」「努める」等）は、控える。
イ：方策	・中期目標期間中に実施する取組の内容、数量或いは回数等を具体的に設定する。

③現行の中期計画の抜本的な見直し

- ・上記①の記載に当たり、現行の中期計画の項目数、取組内容、数値目標、計画本文の表現等を見直し、客観的かつ明確な次期計画を策定する。
- ・中期目標期間の途中で中期計画を変更する場合も、取組内容の明確化や数値目標の修正等の所要の見直しを行う。

（３）各事業年度における各指標の実績の報告方法等

①中期計画の評価指標の達成状況報告

- ・年度評価の廃止に伴い、中期計画の進捗状況を広く学外に明らかにするため、~~別添１~~の評価指標の達成状況一覧により、新たに設定した評価指標の達成状況を毎年度、各公立大学法人から設置者及び評価委員会に報告し、設置者から県議会に報告する。

R7.4.1 評価委員会通知
(別紙２に変更)

項 目	法改正後の存廃	県議会への報告時期	県議会への報告方法	
			現 行	令和７年度以降
年度評価	廃止	毎年度	翌年度の ９月県議会 定例会において 議案により報告	９月県議会定例会の 常任委員会において 前年度の指標の 達成状況等を報告
見込評価	継続	中期計画の ４年終了時		変更なし
期間評価	継続	中期計画の ６年終了時		変更なし

②運営費交付金に反映する指標の報告

- ・上記①の報告を受けた評価委員会において、~~別添１~~の評価指標の達成状況一覧により、運営費交付金に反映する成果指標の判定を行う。

R7.4.1 評価委員会通知 (別紙２に変更)

3. 年度計画策定・年度評価の廃止時期

	年度計画策定・年度評価の廃止時期	中期計画策定（変更）時期
県大	R 7 年度＝第 4 期中期目標開始から	R 6 年度
文芸大	R 7 年度＝中期計画変更の翌年度から	R 6 年度

4. 評価指標の設定方針

（1）評価指標の種別と評価（見込評価・期間評価）

①評価指標の種別

	定量指標	・数値目標を設定できるもの
	成果指標	・中期計画に取組の内容、数量或いは回数等を具体的に設定し、その取組を実施した結果、発生した成果を数値目標とするもの
	困難	・全国的な水準を大きく上回る数値目標 ・現状水準からの大幅な引上げを目指す数値目標 ・過去最高水準への回復を目指す数値目標
	標準	・現状水準を徐々に引き上げる数値目標 ・現状水準を維持する数値目標 (例：過去 3 年平均以上、前中期目標期間の平均以上等)
	活動指標	・中期計画に取組の内容、数量或いは回数等を具体的に設定し、その取組の実績を数値目標とするもの
	定性指標	・数値目標を設定できないもの

②評価指標の種別及び種別ごとの得られる評価

種別	定量指標			定性指標
	成果指標		活動指標	
	困難	標準		
評価の 評語	S S ～ C (5 段階)	S ～ C (4 段階)	A ～ C (3 段階)	S ～ C (4 段階)

③評価の判断基準

別添 2 のとおりとする。

(2) 評価指標の設定に当たっての考え方

評価指標は、定量的、定性的いずれでも構わないが、より客観的な評価を可能とするため、達成度を明確に示すことのできる定量的指標の設定に努めることとする。

① 定量指標の考え方

- ・ 定量指標は、達成すべき数値目標や、その計画が遂行されているかどうかを検証することができる指標とする。
- ・ 原則として前中期目標期間より高い数値目標とする（中期目標期間の途中で指標を設定する場合には、現行中期計画と同等または高い数値目標とする）。
- ・ 成果指標においては目標とする成果を具体的な数値等を用いて記載し、活動指標においては実施する取組の内容、程度、数量あるいは回数等を具体的な数値等を用いて記載する。

② 定性指標の考え方

- ・ 定性的な評価指標については、数値目標によらない達成すべき水準（新しい制度や学科等の創設、カリキュラム改正、組織の見直し、教育研究に係る計画の策定など、取組の進捗状況や成果を数値で計測できないものに限る）、その計画が遂行されているかどうかを検証することができる指標（水準達成のための仕組みづくり・措置など）としてください。
- ・ 中期目標期間中に実施する取組内容及び目標とする水準、状態、成果物等を具体的に記載する。

（例）〇〇計画の策定及び実施：中期目標期間1～2年目に〇〇計画案を学内で検討・作成、3年目に学内で計画案の実施を意思決定、4年目から実施開始、5年目に引き続き実施しつつ計画の検証、6年目に検証結果を計画に反映

③ 中期計画1項目に対し複数の評価指標を設定する場合の考え方

- ・ 複数の評価指標の全指標を達成していない場合は、基本的に中期計画を未達成と評価する。
- ・ 複数の評価指標のうち、一部の指標を達成し、かつ一部の指標を達成していない場合は、そのことのみにより中期計画が未達成とは判断せず、評価委員会において総合的に判断する。

5. 運営費交付金に反映する指標の判定

(1) 運営費交付金に反映する指標の変更

- ・中期計画の評価指標中、全ての定量指標を運営費交付金に反映する指標とする。

(2) 判定方法

- ・中期計画1項目に対し複数の評価指標を設定している場合、項目ごとではなく、指標ごとに判定する。
- ・年度評価の廃止に伴い、判定及び判定の数値化の方法を以下のとおり変更する。

	数値目標	判定	数値	適用要件
現行	○ 達成	◎ 達成状況が 優れている	2点	年度評価がSの場合
		○ 概ね達成	1点	困難指標が達成された場合
	× 未達成	● 達成状況が 十分でない	0点	
変更後	○ 達成	◎ 達成状況が 優れている	2点	成果指標（困難）が達成された場合
		○ 概ね達成	1点	成果指標（困難）の達成度が90% 以上100%未満の場合
	× 未達成	● 達成状況が 十分でない	0点	成果指標（標準）及び活動指標が達成 された場合

- ・その他の判定方法は従前のとおりとする。

	地独法改正対応前	地独法改正対応後			
		定量指標			定性指標
		成果指標		活動指標	
		困難	標準		
評語 (自己評価・検証)	判断基準（目安）	判断基準（目安）	判断基準（目安）	判断基準（目安）	判断基準（目安）
	計画の実施状況において、次のいずれかに該当するものと判断できる場合。	<見込評価> ①4年間を通じて、次のいずれかに該当するものと判断できる場合。 ②4年間の業務実績を検証した結果、最終年度において、次のいずれかに該当する見込みであると判断できる場合。 <期間評価> ①期間を通じて、次のいずれかに該当するものと判断できる場合。 ②最終年度の達成度を評価指標として設定している項目について、最終年度において、次のいずれかに該当するものと判断できる場合。			
SS 計画を大幅に上回って実施している	①数値目標の達成度が計画を大幅に上回って、顕著な成果が確認できる場合 ②意欲的（困難）な数値目標を掲げ、計画を超える成果が達成できた場合 ③計画どおり取り組んだ結果、顕著な成果を挙げた場合 ④計画を超える戦略性が高い取組を実施し、一定の成果を挙げた場合	①達成度110％以上、かつ他大学の模範となるような優れた成果が認められる場合 ②上限100％である指標（資格試験合格率、就職率など）の達成状況が100％であり、かつ全国平均と比較して110％以上の達成度である場合			
S 計画を上回って実施している	①数値目標の達成度が計画を上回って、成果が確認できる場合(達成度110％以上) ②現状維持又は達成度100％を目標とする取組において、全国平均等を大きく上回って達成できたことが確認できた場合 ③意欲的（困難）な数値目標を掲げ、計画どおり達成できた場合 ④計画どおり取り組んだ結果、計画を上回る成果をあげた場合 ⑤戦略性が高い取組を実施し、次年度以降の成果につながることを期待できる場合 ⑥社会情勢の変化等により達成が困難となった取組を達成した場合	①達成度100％以上	①達成度120％以上		①取組の結果、他大学の模範となるような優れた効果、効用が発生したことが確認できる場合
		②その他、中期計画を上回る成果が認められる場合	②上限100％である指標（資格試験合格率、就職率など）の達成状況が100％であり、かつ全国平均と比較して120％以上の達成度である場合		
			③その他、中期計画を上回る成果が認められる場合		
A 計画を順調に実施している	①数値目標を設定している取組において、概ね計画どおり達成した場合 ②現状維持又は達成度100％を目標とする取組において、概ね計画どおり達成した場合 ③意欲的（困難）な数値目標を掲げ、目標には至らないまでも、概ね計画どおり達成できた場合 ④その他、概ね計画どおりに達成した場合	①達成度90％以上100％未満	①達成度100％以上	①達成度100％以上	①取組の結果、何らかの効果、効用が発生したことが確認できる場合
			②数値目標の達成にはわずかに至らないが、その水準が全国平均等を上回っていると認められる場合		②取組の結果、所期の目標を達成したことが確認できる場合
B 計画を十分には実施していない	①数値目標の達成度が計画を下回り、かつ、計画に沿った十分な取組が確認できない場合 ②計画の実施に関連し、不適切な事案や社会的に影響のある事故等を発生させた場合 ③その他、計画の実施状況に遅れが見られる場合	①達成度90％未満	①達成度100％未満	①達成度100％未満	①所期の目標が未達成であり、引き続き取組を継続する必要がある場合
		②不適切な事案や社会的に影響のある事故等を発生させた場合	同左	同左	同左
C 業務の大幅な見直し等が必要	①数値目標の達成度が計画を大幅に下回り、かつ、具体的な取組が確認できない場合 ②計画の実施に関連し、不適切な事案や社会的に影響のある事故等、法人の経営責任を問われるような事象を発生させた場合 ③その他、計画の実施状況に大幅な遅れが見られる場合	①前回の評価時点以降に改善が確認できない等の事象が認められる場合	同左	同左	①取組の実施が確認できない等の事象が認められる場合
		②不適切な事案や社会的に影響のある事故等、法人の経営責任を問われるような事象を発生させた場合	同左	同左	同左

※上記表中の判断基準は目安であり、評価委員会が特に認める場合はこの限りではない

静岡県が設立する公立大学法人に係る評価基本方針

平成19年12月5日

静岡県公立大学法人評価委員会

一部改正：平成23年1月25日

一部改正：令和元年10月23日

(適用：令和2年4月1日)

一部改正：令和7年3月26日

(適用：令和7年4月1日)

静岡県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、静岡県が設立する公立大学法人（以下「法人」という。）の評価を行うに当たり、以下の方針に基づき実施するものとする。

1 評価の目的

評価委員会が行う評価は、法人の業務運営の自主的、継続的な見直し、改善を促し、もって、法人の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資することを目的とする。

2 評価に当たっての基本的な考え方

- (1) 評価を通じて、大学の教育研究及び法人運営の進捗状況等を分かりやすく示し、県民への説明責任を果たしていくものとする。
- (2) 法人の教育研究並びに組織及び運営についての様々な工夫や特色ある取組を積極的に評価するものとする。
- (3) 次期中期目標・中期計画、法人の組織並びに業務運営の見直し検討に資するものとする。

3 評価の方法

中期目標期間4年目終了時に「中期目標見込評価」、中期目標期間終了時に「中期目標期間評価」を実施するものとし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行う。

(1) 中期目標見込評価

ア 中期目標の達成に向けた進捗状況及び取組予定を調査・分析し、中期目標期間に見込まれる業務実績全体について総合的な評価を行うものとする。

イ 教育研究の状況については、その特性に配慮し、認証評価機関の評価を踏まえて行うものとする。

ウ 評価結果を踏まえ、必要に応じ、業務運営の改善等について法人に対して勧告するとともに、組織の在り方その他その組織及び業務の全般についての意見を知事に述べる。

エ 評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。

(2) 中期目標期間評価

ア 中期目標の達成状況を調査・分析し、中期目標期間の業務実績全体について総合的な評価を行うものとする。

イ 教育研究の状況については、その特性に配慮し、認証評価機関の評価を踏まえて行うものとする。

ウ 評価結果を踏まえ、必要に応じ、業務運営の改善等について法人に対して勧告するとともに、組織の在り方その他その組織及び業務の全般についての意見を知事に述べる。

エ 評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。

4 評価に当たっての留意事項

(1) 評価に関する作業が法人の過重な負担とならないよう配慮する。

(2) 評価結果を決定するに当たっては、評価の透明性・正確性を確保するために、法人に意見の申立ての機会を与える。

5 その他

本基本方針については、評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じ、評価委員会での協議を経て見直すものとする。

静岡県が設立する公立大学法人に係る中期目標期間見込評価
及び中期目標期間評価実施要領

平成 24 年 10 月 18 日
静岡県公立大学法人評価委員会
一部改正：令和元年 10 月 23 日
(適用：令和 2 年 4 月 1 日)
一部改正：令和 2 年 3 月 25 日
(適用：令和 2 年 4 月 1 日)
一部改正：令和 7 年 3 月 26 日
(適用：令和 7 年 4 月 1 日)

1 趣旨

静岡県が設立する公立大学法人（以下「法人」という。）に係る中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績の評価（以下「見込評価」という。）及び中期目標期間の業務実績の評価（以下「期間評価」という。）に当たっては、「静岡県が設立する公立大学法人に係る評価基本方針」（平成 19 年 12 月 5 日静岡県公立大学法人評価委員会決定）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 見込評価及び期間評価の基本方針

(1) 見込評価は、次の点に留意して行うものとする。

ア 法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。具体的には、法人の中期計画の実施状況及び実施予定等に基づき、中期目標期間全体を通じ見込まれる各項目の達成状況を確認（項目別評価）し、その結果等を踏まえ、法人の特性に配慮しつつ、中期目標の達成に向けた進捗状況の総合的な評価（全体評価）を行う。

イ 法人の質的向上を促す観点から、戦略性が高く意欲的な目標・計画等は、達成状況の他にプロセスや内容进行评估する等、積極的な取組として適切に評価する。

ウ 評価に当たっては、高水準の教育研究の実施、先導的・実験的な教育研究の実施、重要な学問分野の継承・発展、地域や国際社会への貢献、教育研究の国内外連携を通じた実施等、法人の多様な役割に十分配慮する。

エ 中期目標の達成や中期目標期間終了時の検討に資するよう、評価を通じ、今期の成果・課題や今後の改善の方向性を確認する。

(2) 期間評価は、次の点に留意して行うものとする。

ア 法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。具体的には、法人の中期計画の実施状況等に基づき、中期目標の各項目の達成状況を確認（項目別評価）し、その結果等を踏まえ、法人の特性に配慮しつつ、中期目標の達成状況の総合的な評価（全体評価）を行う。

イ 法人の質的向上を促す観点から、戦略性が高く意欲的な目標・計画等は、達成状況の他にプロセスや内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価する。

ウ 評価に当たっては、高水準の教育研究の実施、先導的・実験的な教育研究の実施、重要な学問分野の継承・発展、地域や国際社会への貢献、教育研究の国内外連携を通じた実施等、法人の多様な役割に十分配慮する。

3 評価方法

- (1) 見込評価及び期間評価は「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、中期計画の記載事項ごとにその実施状況を調査・分析することにより、中期目標の達成に向けた進捗状況や達成状況を確認する。
- (3) 「全体評価」は、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期目標の達成状況全体について総合的な評価を行う。

4 項目別評価の具体的方法

- (1) 項目別評価は、次の4項目について行う。

ア 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

イ 法人の経営に関する目標

ウ 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

エ その他業務運営に関する重要目標

- (2) 項目別評価は次の手順により行う。

ア 法人による自己点検・評価

(ア) 法人は、中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績に関する報告書(様式1-1)及び中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書(様式2-1)(以下「業務実績報告書」という。)において中期計画の記載事項ごとに別表1のとおり自己評価し、その実施状況を示すとともに、そのように判断した理由を記載する。

(1)ア「大学の教育研究等の質の向上に関する目標」に係る自己点検・評価については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第109条第2項に規定する認証評価機関の評価を踏まえるものとする。

(イ) 各項目の「特記事項」の欄においては、以下に掲げる事項について記載することとする。

- ・ 特色ある取組や優れた成果・実績を上げた取組
- ・ 中期計画の達成状況を表す数値の比較
- ・ 中期計画の達成に遅滞が生じた取組及びその理由と対応策
- ・ その他法人が積極的に実施した取組

イ 評価委員会による検証（様式１－２、２－２）

評価委員会は、中期目標の達成に向けて、中期計画が十分に実施されているかどうかという観点から、中期計画の記載事項ごとに別表１のとおり、業務の実績に関して総合的に検証を行う。

また、法人と評価委員会の判断が異なる場合は、その理由等を示す。

ウ 評価委員会による評価（様式１－３、２－３のうち「項目別評価」）

イの検証を踏まえ、特記事項も勘案し、４(1)に掲げる項目ごとに中期目標の達成状況を示すこととする。また、優れた点や改善すべき点について分かりやすく指摘する。

達成状況は、別表２のとおり示す。

5 全体評価の具体的方法（様式１－３、２－３のうち「全体評価」）

項目別評価の結果等を踏まえ、法人の特性に配慮して中期目標期間終了時に見込まれる業務実績又は中期目標期間の業務実績の全体を記述式により評価する。

6 評価のスケジュール

6月末まで 法人は業務実績報告書を提出

7月 評価委員会による業務実績報告書の調査・分析及び評価結果(案)の策定

8月 評価結果(案)に対する法人の意見申立て機会を付与
評価結果を決定

7 評価結果の取扱い

評価委員会は、評価結果を決定したときは、遅滞なく、法人に通知し、知事に報告するとともに、知事の議会への報告に併せて静岡県庁ホームページに掲載して公表する。

8 その他

本実施要領を踏まえつつ、具体的な評価方法等については必要に応じ修正等を加えるものとする。

別表 1（自己点検・評価及び検証）

自己評価 ／検証	評語
SS	中期計画を大幅に上回って実施している。
S	中期計画を上回って実施している。
A	中期計画を順調に実施している。
B	中期計画を十分には実施していない。
C	業務の大幅な見直し等が必要

別表 2（評価委員会評価）

（見込評価）

評価	評語
I	中期目標の達成に向けた進捗状況が非常に優れている。
II	中期目標の達成に向けた進捗状況が良好である。
III	中期目標の達成に向けた進捗状況がおおむね良好である。
IV	中期目標の達成に向けた進捗状況がやや遅れている。
V	中期目標の達成のためには重大な改善事項がある。

（期間評価）

評価	評語
I	中期目標の達成状況が非常に優れている。
II	中期目標の達成状況が良好である。
III	中期目標の達成状況がおおむね良好である。
IV	中期目標の達成状況が不十分である。
V	中期目標を達成しておらず、重大な改善事項がある。

第○期中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績に関する報告書

年 月

□□□□□□□□□□(公立大学法人の名称)

法人の概要

1 法人名 □□□□□□□□□□
(大学名)

2 所在地

3 役員の状況(任期)

4 学部等の構成

5 学生数及び教職員数

「法人の概要」については、直近の状況を記入してください。

6 法人の基本的目標

7 大学の機構図

全体的な状況

法人の中期目標期間（△△～〇〇事業年度）の業務の実施状況を総括してください。その際、大学の基本的な目標の達成に向けた取組状況、中期計画の全体的な進捗状況、各項目別の状況のポイント、各項目に横断的な事項の実施状況などについて記載してください。

【留意事項】

記載にあたっては、当実績報告に基づく評価後に設立団体（県）が中期目標期間終了時の検討（組織及び業務全般の検討）を行うことを踏まえ、以下の点を説明するよう留意してください。

- 1 特に重点的に取り組んだ、又は成果が上がった取組について、〇〇事業年度の取組であることが分かるように記載してください。
- 2 課題が生じている（生じた）事項について、課題の改善に向けた取組状況を含め記載してください。
- 3 1、2のほか、評価委員会や認証評価機関からの意見・指摘や今中期目標期間中に進行している環境変化等も考慮し、今後、更なる改善・充実を目指したい点についても記載してください。

項目別の状況

--

中期目標	
------	--

中期計画	計画の実施状況等	自己評価	検証	特記事項 (自己評価の判断理由等)
	(中期目標期間 1 ～ 4 年目の実施状況概略及び 5 ～ 6 年目の実施予定)			

○ 「計画の実施状況等」欄のうち「(中期目標期間 1 ～ 4 年目の実施状況概略及び 5 ～ 6 年目の実施予定)」の欄は、中期目標期間（6 年間）における当該中期計画に係る業務の実施状況等を具体的かつ分かりやすく記載してください。（特徴的な取組や特に成果が見られた年度がある場合等については、当該年度の取組実績を個別に記載するなど、適宜工夫してください。）

○ 「自己評価」欄は、中期計画の記載事項ごとに、以下の 5 種類から該当するアルファベットを記載してください。なお、SS、S、B、C 評価とした項目

については、それぞれ、「計画を大幅に上回って実施している（SS）」、「計画を上回って実施している（S）」、「計画を十分には実施していない（B）」又は「業務の大幅な見直し等が必要（C）」と判断した理由を「特記事項（自己評価の判断理由等）」の欄に、適宜、根拠となるデータ（数値目標の状況等）を示しながら、必ず記載してください。

SS： 中期計画を大幅に上回って実施している。

S： 中期計画を上回って実施している。

A： 中期計画を順調に実施している。

B： 中期計画を十分には実施していない。

C： 業務の大幅な見直し等が必要

なお、「大学の教育研究等の質の向上に関する目標」に係る自己評価については、学校教育法第109条第2項に規定する認証評価機関の評価を踏まえることとしてください。（認証評価結果（改善事項や助言事項等）において、中期計画（教育研究等の質の向上）に関わる事項がある場合には、中期目標期間における当該事項の対応状況や成果等を「(中期目標期間1～4年目の実施状況概略及び5～6年目の実施予定)」の欄に記載した上で、これを評価の判断の基礎のひとつとし、自己評価を行ってください。なお、取扱いについては、必要に応じ見直す場合もありますが、その際には別途お示しします。)

○ 中期計画には、それぞれ整理番号を付し、対応関係が分かるようにしてください。

〇〇(中期目標の最上位の各項目名を付記)に関する特記事項

特色ある取組や優れた成果・実績を上げた取組、評価指標の達成状況を表す数値の比較、評価指標の達成に遅滞が生じた取組及びその理由と対応策、その他法人が積極的に実施した取組について、中期目標期間（△△～〇〇事業年度）の状況を記載してください。（各事項について、関連計画番号を付記してください。）

その他の記載事項

中期計画	実績
1 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	
2 短期借入金の限度額	
3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	
4 剰余金の使途	
5 県の規則で定める業務運営計画	
(1) 施設及び設備に関する計画	
(2) 人事に関する計画	

別表 学生の状況

学部・学科、研究科の専攻等名	収容定員 (a) (人)	収容数 (b) (人)	定員充足率 (b)/(a) × 100 (%)

その他法人の現況に関する事項

1 入学者の状況

直近事業年度を最右とすること（年度表記はH〇、R〇等と略して可）

(1) 学部別志願倍率

区 分		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	備 考
全 選 抜 方 法	全学部計							
う ち 一 般 選 抜	全学部計							

※ 志願倍率＝志願者数÷募集人員 小数点以下第2位を四捨五入

(2) 大学院志願倍率

区 分		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	備 考
全 選 抜 方 法	大学院計							

※ 志願倍率＝志願者数÷募集人員 小数点以下第2位を四捨五入

2 卒業・修了者の状況

(1) 就職・進学状況(学部)

区 分		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	備 考
就職率 全学部計								
進学率 全学部計								
就職・進学率								

※ 就職率＝就職者数÷就職希望者数×100 小数点以下第2位を四捨五入 ※ 進学率＝進学者数÷進学希望者数×100 小数点以下第2位を四捨五入

(2) 就職・進学状況(大学院)

区 分		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	備 考
就職率 大学院計								
進学率 大学院計								
就職・進学率								

※ 就職率＝就職者数÷就職希望者数×100 小数点以下第2位を四捨五入 ※ 進学率＝進学者数÷進学希望者数×100 小数点以下第2位を四捨五入

(3) 求人の状況

区 分		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	備 考
求人 企業 件 数								
求人数								

3 資格免許の取得状況

(1) 国家資格試験合格率

国家試験の名称		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	備 考
	大学							
	全国平均							
	大学							
	全国平均							
	大学							
	全国平均							
	大学							
	全国平均							
	大学							
	全国平均							
	大学							
	全国平均							
	大学							
	全国平均							

(2) 各種免許資格取得者数

免許資格の区分名称	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	備 考

4 外部資金の受入状況

(1) 外部資金の状況

(単位:千円)

区 分		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	備 考
	件数							
	金額							
	件数							
	金額							
	件数							
	金額							
	件数							
	金額							
	件数							
	金額							
	件数							
	金額							
合 計	件数							
	教員一人あたり件数							
	金額							

(2) 科学研究費補助金の申請採択状況

申請年度 区分	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	備 考
新規採択申請件数							
うち採択件数							

5 公開講座の開催状況（文化芸術セミナー等の市民を対象としたイベント等を含む場合、そのように記載すること）

区分	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	備 考
テーマ件数							
開催箇所							
延べ開催回数							
延べ受講者数							

6 社会人等の受入状況

(1) 社会人入学者

（単位：人）

入学年度 区分	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	備 考
学部							
大学院							

(2) 聴講生の状況

(単位:人)

区分	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	備 考
学部							
大学院							

(3) 留学生の状況

(単位:人)

区分	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	備 考
留学生数							
国 別 内 訳							

7 研修会等の開催状況

テーマ名	延べ開催回数		延べ受講者数		受講者割合		備 考
	△△年度	〇〇年度	△△年度	〇〇年度	△△年度	〇〇年度	

(〇〇年度:当業務実績報告書対象年度、△△年度:〇〇年度の前年度)

8 奨学金の受入状況

区分	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	備 考
奨学金件数(件)							
支給対象学生数(人)							
支給総額(千円)							

その他、評価の参考となる指標について適宜追加してください。

□□□□□□□□□□(公立大学法人の名称)

第○期中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績に関する検証結果

年 月

静岡県公立大学法人評価委員会

法人の概要

1 法人名 □□□□□□□□□□
(大学名)

2 所在地

3 役員の状況(任期)

4 学部等の構成

5 学生数及び教職員数

6 法人の基本的目標

7 大学の機構図

項目別の状況

--

中期目標	
------	--

中期計画	計画の実施状況等	自己評価	検証	特記事項
	(中期目標期間 1 ～ 4 年目の実施状況概略及び 5 ～ 6 年目の実施予定)			
	(中期目標期間 1 ～ 4 年目の実施状況概略及び 5 ～ 6 年目の実施予定)			

その他の記載事項

中期計画	実績
1 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	
2 短期借入金の限度額	
3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	
4 剰余金の使途	
5 県の規則で定める業務運営計画	
(1) 施設及び設備に関する計画	
(2) 人事に関する計画	

別表 学生の状況

学部・学科、研究科の専攻等名	収容定員 (a) (人)	収容数 (b) (人)	定員充足率 (b)/(a) × 100 (%)